

【名取市税よもやまばなし・第31回】

今回は、【差押】のお話
2回目です。

タックス君：この前、税金を滞納した場合の差押えの時期について聞いたけど、どんな財産が差押えられるのか教えて。

税子さん：主なものとして、預貯金や給与などが挙げられるわね。また、生命保険や売掛金などの様々な債権が対象になるわ。他にも土地や自動車などの不動産や場合によっては動産も対象となるわ。

タックス君：多くの財産が対象になっているけど、差押えできない財産はあるの？

税子さん：国税徴収法第75条に差押禁止財産が明記されているわ。例えば、生活に欠くことができない衣類や、寝具、家具等であったり、仕事をする上で必要不可欠なものは差押えが禁止されているの。
また、個別の法律で禁止がされている場合があるわ。例えば、児童扶養手当法で「児童扶養手当」の差押えは禁止している等があるわね。

タックス君：そうなんだ。すべてが差押えの対象になるわけじゃないんだね。

税子さん：まずは差押えになる前にすぐ納付や納税相談することが大事ね。

タックス君：そうだね。ありがとう。

※特別な事情があり、納付が遅れる場合は、事前に税務課へご相談ください。

このページに関するお問い合わせ先

問 名取市総務部税務課納税推進係
電話 022-724-7113